平成25年 秋季全国火災予防運動

11月9日㈯～15日㈮

防火標語（平成25年度全国統一防火標語）

『消すまでは　心の警報　ONのまま』

住宅防火　いのちを守る　７つのポイント

～３つの習慣・４つの対策～

３つの習慣

○寝たばこは、絶対やめる。
○ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
○ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

４つの対策

○逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
○寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
○火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
○お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とします。

◎重点目標

(1)住宅防火対策の推進
(2)放火火災・連続放火火災防止対策の推進
(3)特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
(4)製品火災の発生防止に向けた取組の推進

坂町交通安全協会では、こんな活動を行っています。

９月26日㈭フジグラン安芸前において、広島県トラック協会、海田警察署と協力し、運転者に対し、交通安全を呼びかけました。

９月27日㈮町内13ヶ所において、各女性関係団体、町職員の協力を得て、歩行者・運転者に対して、交通安全意識の高揚と安全運転の励行を呼びかけました。

10月５日㈯小屋浦小学校児童が、交通安全の願いを込めて作成したポスターを、天地川沿いに掲示しました。

優良運転者表彰申請期間の変更

平成26年の表彰の時期が「秋の全国交通安全運動期間中」に変更となりましたので平成25年の受付はありません。

	安芸地区交通安全協会表彰	県交通安全協会表彰
種　類	５年・10年・15年以上	20年・25年・30年・35年・40年以上
受　付	平成26年４月１日～６月20日まで（土・日・祝日・休日を除く毎日） 11時～12時、13時～16時	
資　格	１　当協会の会員で上記期間無事故無違反の方 ２　海田警察署管内に住んでいる方 ３　受付期間内に自動車安全センター発行の「無事故無違反証明書」が必要 （取り寄せるのに10日間位かかります）	
申請書の準備	「無事故無違反証明書」・印鑑・免許証・会員証	

◎問合せ　安芸地区交通安全協会　☎（822）4944

安芸消防署からのお知らせ

住宅用火災警報器を設置された皆様へ！

・取扱説明書をよく読んで、適正な維持管理に努めましょう。
※バルサン等の使用により誤って警報器を作動させ、困り果てる前に必ず使用上の注意を守りましょう。
・火災警報器の交換時期にも気を付けましょう。
設置がお済みでない方は、早期設置が必要です！

問合せ
安芸消防署坂出張所　☎（８８５）０１００

秋季全国火災予防運動

11月９日～11月15日

９月の火災件数　～０件（年間累計　３件）
救急件数　～39件（年間累計　425件）

消すまでは　心の警報　ＯＮのまま

問合せ
安芸消防署坂出張所　☎（８８５）０１００

今　月　の　納　税

12月2日（月）

国民健康保険税……第８期分
介護保険料（1号）……第８期分
後期高齢者保険料……第５期分

口座振替日　11月26日（火）

口座振替の登録をされている方は、口座振替日の前日までに残高の確認をお願いします。